

## 議案第12号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

清水町長 阿部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「時間外勤務報酬の額」の次に「（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給される場合を除く。）」を加え、同項ただし書中「の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」を「が正規の勤務時間以外に勤務した日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額」に改める。

別表を次のように改める。

別表

職別報酬額上限表

職 種	月 額	日 額	時間額
行政職	182,200円	8,680円	1,120円
福祉職	163,100円	7,770円	1,000円
医療職	256,500円	12,210円	1,580円
介護職	245,400円	11,690円	1,510円
教育職	283,000円	13,480円	1,740円
労務職	269,900円	12,850円	1,660円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。